

役員及び評議員の報酬に関する規程

平成 29 年 12 月 1 日

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人かむろ（以下「この法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬のみ支給
- (2) 非常勤の役員 報酬のみ支給
- (3) 評議員 報酬のみ支給

(報酬の額の算定方法)

第 4 条 常勤の理事に対する報酬の額は、次に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 報酬 別表第 1 に定める額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第 2 に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第 3 に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第 5 条 常勤の理事、監事及び評議員に対する報酬の支給の時期は、次の各号による報酬の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月末日
(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、前日、及び前々日の金曜日とする。)

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める職員出張旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者は、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年12月1日より施行する。

別表第1 常勤の理事、監事

役職名	報酬の額
理事長	月額 50 万円以内
常務理事	月額 30 万円以内
理事	月額 10 万円以内
監事	月額 10 万円以内

別表第2 非常勤の理事、監事

	報酬の額
理事会への出席	日額 1 万円以内
上記の他、法人・施設業務の為の出勤	日額 1 万円以内

別表第3 評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 1 万円以内
上記の他、法人・施設業務の為の出勤	日額 1 万円以内